

所沢市第5次総合計画審査特別委員会幹事会会議記録（概要）

平成22年12月17日（金）

開 会 午後9時00分

**【議 事】**

○議案第97号 所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

大石幹事会会長

本日の審査は、初めに、各分科会会長より分科会審査の報告と質疑を求めたいと思います。次に、12月3日の審査中、保留とした部分について意見交換を行います。なお、保留事項は、「地域コミュニティ」、「協働」、「『将来都市像「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」、 「地域主権」について協議いたします。その後、分科会において全会一致となった事項の確認をいたします。その後、合意に至らなかったが多数が合意していた事項についての取扱いについて協議いたします。そして、最後に幹事会のまとめを行いたいと思います。なお、本日のこの幹事会における審査結果については、幹事会終了後に行われる、所沢市第5次総合計画審査特別委員会において報告する予定です。本来ならば、幹事会会長の私が特別委員会の中で審査報告を行うべきところですが、本特別委員会委員長と幹事会会長を兼ねておりますことから、石本幹事会副会長より報告することとしたいと思います。なお、このことは、特別委員会審査の報告の際に、改めてお諮りする予定です。よろしいですか。（委員了承）

また、12月3日の幹事会において、保留となっておりました部分については、市長の政治理念に関わる部分ですので、それらについては、市長に確認したいと思います。つきましては、市長の出席を求めたいと思いますがよろしいですか。（委員了承）

それでは、市長の出席を願います。

#### 【当摩市長入室】

#### 【分科会会長報告】

島村第1分科会  
会長

それでは、第1分科会会長から報告を申し上げます。当分科会は、去る12月6日に全委員出席のもと、所沢市総合計画の前期基本計画第2章及び第8章を議題とし、審査を行いましたので、その概要についてご報告いたします。審査は各節ごとに、「施策体系」、「今後4年間に取り組む重点事業」及び「分野別の主な計画」と行い、各節ごとに質疑を求め、委員間での意見交換を行いました。各節における合意形成の結果については、お手元に配付してある書式(マトリックス方式)のとおりです。初めに、「第2章 安心・安全」から報告いたします。「施策体系」について、「広域的な消防体制を推進します」を「広域的な消防体制の推進を検討します」に変更したいとの意見がありました。次に、「今後、4年間に重点的に取り組む事業」については、原案どおり合意形成されました。次に、「第1節 危機管理・防災」の「計画期間における目標指数」について、「原案賛成だが、この両指標に加え、耐震化率に関する統計、防災訓練の参加者に関する統計が可能であれ

ば、追加してもらいたい。」との意見があり、この意見について全会一致で合意形成がなされました。次に、「第2節 消防・救急」について、「分科会の中で調整が取りきれないのであれば原案に賛成。」、『タイトル中「広域的な消防行政」部分を削除、基本方針224中、タイトル「～を推進します」を「～広域化推進を検討します」及び、その下段「～に向けた消防広域行政の推進を検討します」に変更してもらいたい。』との意見があり、合意形成には至りませんでした。「計画期間における目標指数」については、原案のとおり合意形成がなされました。次に、「第5節 消費生活」については、「計画期間における目標指数」について、「消費者被害の予防策に関する指標を載せてはいかがか。」、「消費者被害の被害者数の現状を把握しておく必要があるのではないか。」との意見がありました。続きまして、「第8章 行財政運営」について、「第1節 行政経営」については、『タイトル中の「自立」を削除。』、『情報の公開は重要であり、基本方針中の811の文書内に「公開」を加えてはどうか』、『「課題の整理」の「サービスの充実～」の中の「民間活力や、民間手法の導入を図ること」は削除、「選ばれるまち」をめざして～の「行政改革」を「政策」に変更、基本方針812《主な取り組み》の「行政改革大綱～」及び「民間手法～」を削除、基本方針814《主な取り組み》の「適切な定員管理～」を削除。』、「《主な取り組み》の内容が具体的でなさ過ぎる。」との意見がありました。「計画期間における目標指数」については、「市民が見てわかりやすい指標にすべき」、「行政改革大綱の説明が必要ではないか。」、「目標指数を全部削除。」と

の意見が出されました。次に、「第3節 地方分権」について、『基本方針の項目831、832を行政経営に移動させれば「3 地方分権」を削除しても問題ないので削除してはどうか。』、『「自立」「地域主権」の箇所は削除。』との意見がありました。次に、「第4節 情報公開と市民参加」について、「基本方針の844の《主な取り組み》の所沢市自治基本条例の運用管理については削除。」との意見がありました。なお、「計画期間における目標指数」については、合意形成が図られました。以上で、第1分科会会長報告を終わります。

岡田第2分科会  
会長

第2分科会が担当いたしました、第5次所沢市総合計画の基本計画第3章及び第4章について、分科会会長報告をいたします。意見の多く分かれたところから報告させていただきます。全議員へ配付済みのマトリックスの最後のページになりますが、第4章「第2節 学校教育」の「計画期間における目標指数」にある「不登校児童・生徒の割合」については、現状値が1.28パーセントで平成23年度から平成26年度までの年度別目標が1.16パーセントと一律になっていますが、第4次総合計画の目標値が1.07パーセントということもあり、「目標値が高くなっているのはおかしい。」、「全国平均を上回る目標、目標値としては低く設定すべきである。」との意見が出まして、全会一致で修正すべきということになりました。なお、「年度別目標値については段階的に数値を下げていくような表記にした方がよい。」との意見もありました。次に、第3章「第2節 子ども支援」につい

ては、基本方針3 2 2「子育て家庭を支援します」の5行目「障害児を持つ家庭等に」を「障害のある子どもを持つ家庭等に」と修正すべきということが全会一致となりました。全体意見として、「全体的に計画期間における目標指標が、実施数、対象率といった非常に具体的にわかるものと、市民意識調査の中で幸せと感じる人の割合といった非常に抽象的なものがある。抽象的なものでは指標として参考にならないので、できるだけ具体的、客観的なものに差し替えるべき。」、「福祉全般について市税が減っているのに右肩上がりの政策を並べているのを見直すべき。市単独で県トップの補助金を出している事業などは見直すべき。」との意見がありました。個別の施策に対する意見としては、第3章「第1節 地域福祉」では、「今後4年間に重点的に取り組む事業」の「(仮称)所沢市総合福祉センター(複合施設)整備事業」について、「総合福祉センターの利用区分等について、市民間で憶測等が流れているので、市が主体となって具体的な計画や構想、意向を盛り込むか示してもらいたい。」、「総合計画に書き込むかは別として、保健福祉部が主導して総合福祉センターは複合施設としてどのような施設になるかについての明確なガイドラインを出すこと。」、「総合福祉センターは多くの人々が利用する施設なので、ガイドライン等は明文化すべきである。」との意見がありました。「分野別の主な計画」の「所沢市地域福祉計画」と「第1節 地域福祉」について、「地域福祉ネットワークと名付ければ、なんでも地域福祉になりその拠点に位置づけられている、総合福祉センターにも波及している。所沢市地域福祉計画自体も何でもありになっている状況なので、

地域福祉の定義をしっかりとってもらいたい。」との意見がありました。次に、第3章「第2節 子ども支援」では、「今後4年間に重点的に取り組む事業」の「保育園待機児童対策事業」について、『事業概要の「備品購入、修繕等」の「修繕等」の前に「公的施設等の利用、」という文言を加える。』との意見がありました。次に、第4章「第2節 学校教育」では、「学びノートについては、第4次総合計画の検証の際も教育福祉常任委員会で提言をしているので尊重していただきたい。2学期制については検証しないまま、第5次総合計画でも続けるのは良くないので、十分な検討と声を聴く取り組みをしていただきたい。」との意見がありました。次に、第4章「第3節 青少年育成」では、「NPO法人（日本ガーディアンエンジェルス）への委託事業は成果がわからないので廃止し、市民団体や消防団へ依頼すべき。」との意見がありました。次に、第4章「第5節 市民文化」については、「ミヤコタナゴの保存方法について検討すべき。個性あふれる文化の創造のためには、芸術、文化の常設展示場の設置等を考えていくべきである。」との意見がありました。以上で、第2分科会会長報告を終わります。

矢作第3分科会

第3分科会については、マトリックスに基づいて報告させていただきます。

会長

第1章コミュニティの「施策体系」については、幹事会で保留になっているので保留としたいとの意見があったため、保留とし合意形成には至りませんでした。「今後4年間に重点的に取り組む事業」の「まちづくりセンター事業」と「市民活動支援事業」についても、「所沢市まちづくりセンター条例

制定について」が議案となっていることから、保留とし合意形成には至りませんでした。「第1節 地域コミュニティ」についても、「地域」や「コミュニティ」のところで、捉え方が一致できなかったのが合意形成に至りませんでした。「計画期間における目標指数について」は、「自治会に入る自由と入らない自由があるので、指標にすることがそぐわないのではないか。」との意見があったので、合意形成には至りませんでした。次に、「第2節 市民活動」について、『課題の整理に「市民活動の財政的基盤を強固にするための調査・研究を行なうこと」を追加してほしい。』、『基本方針の122のタイトルについて「NPOと行政の」を「NPO団体等と行政の」に変更した方がよい。』との意見があり、「計画期間における目標指数」については、協働という言葉が入っているが、目標指標の説明に業務委託となっているので、業務委託ということも含めると、数字が変わってくるのではないかという議論があり、この目標指標については、「数を出すことが難しく協働という言葉が幹事会でも保留になっていることから不要である。」との意見もあり、合意形成には至りませんでした。「第3節 人権尊重社会」については、『課題の整理の1項目目の「人権問題は」の後に「日本国は世界人権規約子どもの権利条約も批准しており、」を入れた方がよい。』との意見があり、これについては全会一致で訂正することで合意形成ができました。「第4節 男女共同参画社会」については、『基本方針の144の主な取り組みに、「子育て・介護環境の整備」を入れた方がよい。』という意見が大半を占めておりましたが、それについては、「社会制度根本の問題なので、具体

的な事業名を入れることは反対である。」と1人の反対がありました。「計画期間における目標指数」については、「性別による固定的な役割分担意識がない市民の割合」について、目標指標の名称は問題ないが、根拠となる数字のアンケートについて、アンケートの設問自体が男女共同参画と違っているのではないかということで、全会一致で指標を削除することで合意形成ができました。「第5節 国際社会」について、『現況の「外国籍市民が生活しており、」の後に「また、いわゆる定住外国人の方も約1,700人お住まいになっており、」を加える。』、『基本方針の152の「帰国児童生徒」の後に「や外国籍児童生徒」を加える。』ということが、全会一致となり合意形成ができました。次に、第5章「産業・経済」については、原案のとおり全会一致で合意形成ができました。次に、第6章「環境・自然」の「第2節 みどりの保全・公園の整備」については、『623の「主な取り組み」に、「都市公園における生物多様性の確保」を入れる。』ということが、全会一致で合意形成ができました。「第3節 環境保全」について、『課題の整理と基本方針の634の「騒音・振動・悪臭」に風害を加えて「騒音・振動・悪臭・風害」に変える。』という意見と、「全体の都市計画が分からないので、風害を入れることに調整が必要になるのではないか。」という意見があり、合意形成には至りませんでした。「計画期間における目標指数」については、『「光化学オキシダントのみ未達成である」という文言を説明に加える。』という意見と、「加える必要はない。」という意見があり、合意形成には至りませんでした。「第4節 廃棄物の減量・資源の循環」について、

「これまでの主な取り組み」の「これまで」が示す時期は具体的にいつなのかということを確認するということを前提に、今年度の3月末までということであれば、『西部クリーンセンターC炉休止の件、廃プラスチック焼却の件、小型家電回収の件を「これまでの主な取り組み」に記載して欲しい。』との意見と、「廃プラ焼却の件は基本方針に記載があるのでこのままでよい。」との意見もあり、廃プラ焼却の件は合意形成には至りませんでした。西部クリーンセンターC炉休止の件と小型家電回収の件は記載することについて、全会一致で合意形成いたしました。「計画期間における目標指数」について、「事業系ごみの排出量目標値については、一般廃棄物処理基本計画の減量目標値を按分しているということだが、実際の数値のほうが低いようなら、直して欲しい。」との意見と、「一般廃棄物基本計画の枠組みが崩れることになるので、反対である。」、「このままでよい。」といった意見があり、合意形成に至りませんでした。以上で、第3分科会会長報告を終わります。

高田第4分科会  
会長

第4分科会会長から報告を申し上げます。幹事会で保留扱いとなっていた「協働」の定義等を除き、各節で原案に対して意見があったものについて、報告します。初めに、「第1節 土地利用」では「施策体系」及び「基本方針」の中にある基地返還と跡地利用を促進については、「基地が返還された後、即、所沢市のものになるという誤解をされないような表記にあらため、対価がかかることに触れるべきである。」との意見がありました。次に、「第

2節 市街地整備」では、「今後4年間に重点的に取り組む事業」のうち、「所沢駅西口地区まちづくり事業」について、「所沢駅西口地区まちづくり事業」の中の「西武鉄道所沢車輛工場跡地については西武鉄道の単独事業として進めるべきで、企業としての社会的な責任があるので、住民の声を聞くようにすべきであるため、削除すべき。」という意見や「積極的に西武鉄道、周辺住民と意見交換、情報収集をして、必要に応じて補正予算を組んででも進めるべき。」との意見がありました。また、「北秋津・上安松地区まちづくり事業」については、『表題から「北秋津・上安松」を削除し、「暫定逆線引き地区（市街化調整区域）」とし、北秋津・上安松以外の地区も含める内容とすべき。』、『「土地区画整理事業」は時間と費用がかかるため削除すべき。』、『「地権者の意向である土地区画整理事業を基本としてさらに進めるべき」との意見がありました。さらに、基本方針の721について、『4行目から8行目を「総合的・計画的な整備を進めるとしても、車輛工場跡地周辺地区については、車輛工場跡地と切り離して、一体としては進めないこととする。』に変更すべき。』、『10行目から11行目の「土地区画整理事業をはじめとする」を削除すべき。』との意見がありました。「第4節 交通」については、「公共交通機関や自転車整備の優先順位を含めた体系づけや全庁的な議論の中で交通マネジメントの各課事業を進めてもらいたい。』、『「交通体系については横断的な取組みが必要だが、取りまとめる部署が明確でないのが課題、交通政策室の設置、都市交通計画などの検討を視野に入れて進めるべき。』との意見がありました。また、次の3点について

は、分科会の全会一致が見られた意見です。「交通体系全般の検討については縦割りではなく、関連所管で計画を持ってほしい。」「自転車駐車対策についての主旨を商業か交通安全の方で盛り込めないか幹事会で検討してもらいたい。」「前期基本計画に担当部署を明記したほうがよい。」ということでした。「第7節 住宅・住環境」については、「市内の担当者レベルの住宅政策検討会議については、市として正式な協議機関として位置づけ、住宅政策という観点から議論すべきである。」との意見について全会一致となりました。そのほか、「第3節 道路」、「第5節 上水道」及び「第6節 下水道」については、意見なく、原案に対して合意形成が図られました。以上で、第4分科会会長報告を終わります。

**【分科会会長報告終了】**

**【分科会会長報告に対する質疑】** な し

**【12月3日の幹事会における保留事項に対する質疑・調整】**

大石幹事会会長

次に、12月3日の幹事会で保留とした「地域コミュニティ」、「協働」及び「将来都市像「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」、「地域主権」について、市長より説明を願います。

当摩市長

地域コミュニティ、協働について説明します。

第5次の総合計画において、コミュニティを人と人とのつながりと社会の

つながりととらえ、自治会、町内会など従来型の地縁型のコミュニティと教育、福祉、子育てなど特定の目的を持って活動しているテーマ型のコミュニティが地域課題を解決するために地域ネットワークを組み相互に情報を共有、連携をし、地域の課題に取り組み解決する主体ととらえています。また、人と人とのつながりを高めお互いの顔が見える関係を築き上げていただくことも大きなテーマになると思うので、こうした地域と人との関係の上に構築される地域社会を地域コミュニティとらえており、また、そうした関係が望まれる地域コミュニティではないかと考えています。

協働については、まちづくりの推進のために市、市民が情報を共有し対等な立場で連携し、協力して取り組むことととらえています。

大石幹事会会長

地域コミュニティ、協働については総合計画の根幹をなす部分ですので市長に確認をしながら進め、共通理解をしたいと思います。ただ今の市長の説明に対して質疑を求めます。

脇委員

地域コミュニティは地縁型とテーマ型コミュニティの複合した組織としてこの言葉を使っているのか。また、協働の説明の中で、まちづくりを進める上で情報の共有というのは理解できたが、市と市民が対等な立場とはどういう意味なのか説明願いたい。

当摩市長

地域コミュニティの考え方はそのとおりです。

対等な立場で連携という部分ですが、まちづくりは行政だけでもできませんし、市民、事業者、NPO、ボランティアなど様々な方たちが、地域や所沢市全体のまちづくりをどのように進めていくのかを、情報を共有し、対等な立場で考え、一緒に取り組むイメージです。

荒川委員

地域コミュニティという言葉は、所沢市独自の言葉なのか。コミュニティは自発的、自主的なものと考えているが、行政側の願いから協働という名の下に市民を動員するような印象から抜けきれない。誤解を生む言葉だと思うので、他の言葉に替えることはできないか。

当摩市長

一般的にいろいろな形で地域コミュニティという言葉を使っていると思いますが、地縁型のコミュニティだけを地域コミュニティの概念に含めているのではないと考えています。公民館を利用している人の中には、地域で活動している団体や市外の人、また、行政区以外の方もいます。このように地域コミュニティは必ずしもエリア型だけではなく、テーマ形のコミュニティの方たちも入った中での地域コミュニティを考えています。これから、まちづくりセンターを中心に進めていこうとしている地域コミュニティの概念ということとなると所沢の独自のなものも含むかもしれません。

協働の部分ですが、一般質問でも答弁しましたが、ネットワークを作っていく上で、行政主導で強制的に住民を入れようとする考えは毛頭なく、自主性が最も尊重されるものと考えます。

脇委員

市は行政の公的な責任もあり、基本的に市民と対等な立場はあり得ないと思うがいかがか。

当摩市長

団体自治と住民自治のとらえ方があり、行政も自立をし、分権の時代であり、自己責任も問われます。自立をしたまちづくりを進めなければいけない立場だと考えています。住民にとっても住民自治の自治の原則は自立が原則であると考えていますが、行政は行政として自治法ほかに求められる事務をしっかりと執行するのがベースですので、それを蔑ろにして協働を進めようという考えはありません。ベースはしっかり置きながら、まちづくりをみなさんと進める上で行政の持つ情報、地域の課題を共有し、一緒の目線で連携をしていくということです。本来行政がやるべきことを短絡的に住民にやらせようということではありません。しかし、行政だけではフォローできない地域の課題がたくさんあります。たとえば、高齢者のみまもりネットワークの立ち上げとかお達者クラブなどのボランティア、また、NPO事業を立ち上げていただき地域の課題に取り組んでいただくなど、様々な主体が地域の中で活躍をしていただくのがより安心・安全な地域社会の構築に繋がっていくと思いますし、急激に進んでいく高齢化に対するきめ細やかな地域のみまもりについても充実していくものと考えます。

村上委員

協働という言葉は、市民検討委員会の方々と全員協議会で議論をしていく

中で、私が一番懸念していたところである。最終的には総合計画は市長から提案されるわけで、下請をさせる、あるいは、そういうニュアンスで出てくることを私も指摘したが、最終的に市民検討委員会で協働という言葉を使っていこうとまとめたことは、我々は深く認識していかなければならないと思う。そこで、地域の課題を解決していく時に、市民が市から情報提供を受け、同じ共通認識に立ち、力を合わせて問題を解決していこうとなった時に初めて協働という言葉になり、そうではない時には市が市民に対し協力をお願いしていくことになるのだという意味合いでよろしいのか、確認したい。

当摩市長

協働という言葉が含んでいる内容としては、住民の皆さんの自治、合意形成が図られるというのがベースとなりますので、そのとおりです。

矢作委員

地域コミュニティについて、議案の中の図表で、エリア型の中にテーマ型が含まれたり、また、そうでない箇所もある。エリア型とテーマ型を複合的にとらえているとのことだったが、その関係性をどのようにとらえているのか。地域コミュニティとコミュニティの使い分けについても伺いたい。

当摩市長

いわゆるコミュニティと地域コミュニティの使い分けですが、コミュニティ活動という言葉はこれまでも行政としては使ってきた文言ですが、全体的なコミュニティの活動を推進していくということで、市役所にもコミュニティ推進課があります。住民の皆さんの自治の意識を高めていってさまざまな

課題について情報共有し、合意形成を図りながら、解決策を一緒に探り出す必要性はますます高まってくると思います。そういうことから、コミュニティ活動というのはキーワードになると思います。今回の地域コミュニティの醸成というのはこれから所沢市が進めようとしているまちづくりセンターを中心としたネットワークづくりのベースとなる概念としてとらえています。

矢作委員

先ほど、地域の活動にNPOなどを立ち上げて協力をいただくとあったが、エリアコミュニティの中にテーマ型も入ってくるのかと感じたが、エリアコミュニティの中に入らないテーマがあるが、より多くエリアコミュニティの中に入れてもらいたいということなのか、あるいは、団体の自由でよいということなのか。

当摩市長

今回の地域におけるネットワーク作りは、地縁の自治会、町内会、PTA、防犯協会などの既存の団体が中心となると思いますが、テーマ型のコミュニティの方々については、入って一緒にやっていきたいという意思のあるNPOなどテーマ型コミュニティの方々の意思を尊重していく方向でのネットワーク作りになると考えています。

浅野委員

地域コミュニティという言葉は、まちづくりセンター条例に出てくるが、縦割り行政をできるだけ廃止し、行政が主導的に情報公開し、さまざまな団体が協力して地域の核を作っていくという説明があったが、地域のために市

が強い指導力で地域コミュニティを活かすような形で計画をしているのか。

当摩市長

今までは、公民館活動の分野と出張所の窓口の分野があり、その下にいろいろな団体等がありながら、お互いがネットワーク化されていないという問題がありました。まちづくりセンターによりそれが一本化されますが、これからの地域課題を住民と一緒に情報共有し考えながら進むべき方向性、安心、安全な地域をどう作っていくのかというのを行政の職員がまず心一つにする必要があるだろうということで構造的な改革をしたいという思いがあります。

高田委員

協働ということが行政計画の策定や施策にまで入ってくるのか。

当摩市長

これまでも、さまざまな計画を策定していますが、自治基本条例、第5次所沢市総合計画など多くの計画は市民の委員会や協議会等を設定し、お互いに議論をし、まとめていただいたものを最終的な計画として答申していただいています。これからも充実していきたいと考えています。

高田委員

今回も、協働と言いながら本当は市民が納得していないと感ずることがある。対等と協働という言葉を使っているが、計画策定、実行ができるのか伺いたい。

当摩市長

今回の策定作業でもよりさまざまな年代層やいろいろな方の意見を反映できるような仕組みをもう少し考える必要があるとは考えていますが、いろいろな方々と策定作業を進めていくという方向性は充実していく必要性を強く感じています。

高田委員

市民参加の意見を十分取り入れてもらいたいと思うが、後になってそうではなかった言われることがあるので、協働の役割を明確にしておいたほうがよいと思う。

当摩市長

ぜひ、住民との協働を市政運営の基本として進めていきたいと思います。

村上委員

市と市民が地域の課題に対し、お互いに情報共有をする中で、対等の立場で問題解決については進んでいけるものを協働とする限定はいかがか。また、そういう意味での協働を進めていくということによいのか。

当摩市長

地域ネットワークを一緒に立ち上げていくわけですが、最終的には住民の合意形成を図る作業の中で、究極的には合意形成はどこかで結論を出さなければいけません。その際、合意できたからやる、合意できなくても多数だからやっ払いこうというようなことがあると思います。それは、住民が自主的、主体的に自治をやっていく中で合意形成が図られると考えていますので、住民の合意形成は、行政として地域コミュニティの中では当然尊重するという

ことです。

村上委員

地域住民の合意が整った中で市と対等の立場で進めていけるものを協働と  
いうことでよいのか。

当摩市長

よいと思います。

荒川委員

ネットワークにしても地域コミュニティにしても住民の自発的、自主的な  
ものであれば、行政がお膳立てをする事はないのではないかと思います。11の  
行政区ごとに作りますということは行政の都合ではないかと思うがいか  
か。

当摩市長

公民館や出張所が担当している自治会、町内会など同じ館で活動している  
住民の皆さんも、横のつながりがないと聞いていますので、そのような部分  
を同じテーブルについてもらい、どのような活動をし、課題を持っているか  
などを話し合ってくださいことも大事なことだと考えています。そのような  
中から、自分たちが活動する地域をまず知ってもらうことも重要になってく  
ると思いますので、そのようなところからネットワーク作りを広げていく必  
要があると感じており、行政が強制的に行政の思うような方向に持ってい  
こうとは考えていません。

【地域コミュニティ、協働に対する質疑終結】

【意見交換】

大石幹事会会長

6ページの(2)コミュニティ、協働の取り扱いについて、基本構想の根幹を成す部分であるので、意見交換を行います。(委員了承)

浅野委員に伺います。前回の幹事会で「地域コミュニティ」の「地域」を外すということで保留し会派へ持ち帰り検討いただいたと思うが、いかがか。

浅野委員

会派で検討の結果、「地域コミュニティ」という言葉を残してほしいという事になった。

大石幹事会会長

この6ページについては、多くの議論が出ますが、どのようにいたしますか。

村上委員

協働については、市民検討委員会の中でかなり深い議論がされたという経緯があり、最終的には、一緒に協働して物事に組みたいという人たちの意見が多かったのだと思う。協働なのかそうではないのかということは、対等な立場になってお互いに推進していこうとなったものが協働であって、そうでないものは市が市民に協力をお願いする、あるいは市民が市に対する提案になるのだと思う。ここでいう協働という言葉は住民自治を醸成していく中で、市民自らが行政のまちづくりに積極的に参加をしていきたいという思いを斟酌しながら、残してしていくべきだと思う。

荒川委員

協力をお願いするということを協働という新しい言葉でオブラートに包みこむものであり、であったら連携が良いと思う。一方、自治基本条例特別委員会でもこれについて結論が出ていないので言葉を変えていただきたい。

村上委員

ですから、市民検討委員会の議論の中身を斟酌しなければいけないということである。市長から提案された議案なので、下請け制度みたいな形になると説明したが、検討委員会の皆さんの議論はまちづくりに積極的に参加し協働でしていくことが大事だという結論になったのだと思う。

矢作委員

市民委員の方から協働という言葉については必ずしも賛成の方ばかりでなく、執行部に委ねたところ、この言葉がそのまま出てきたと聞いている。また、市民代表として参加している方は積極的な方が多いので、そこでは合意したとしても、そうではない方もいることを考えると慎重に考えることが必要であり、削除することでよいと思う。

村上委員

協働できることについて協働と呼ぼうとする考え方でよいのではないか。

浅野委員

市民が情報を求めた時に、市が今まで以上に情報提供を行うことや大きな協力、連携など全てが協働という言葉に含まれているとのことなので、残したいと思う。

協議員

コミュニティというと含まれる概念が広くなり、混乱しやすいので、この言葉は一考願いたい。

協働については、主権者として市政に参加する権利として計画策定などは一緒にするが、最終的に決める権限を執行部や議会が持つことは法的に担保されているので、協力や連携の方が実態にあっていると思う。

岡田委員

協働について、協力をお願いするとか対等な立場というとおかしいと思う部分もあるが、協力をしたいという市民もあり、一緒に協力をしてやっぴこうという意味だと思うので、問題ないと思う。

高田委員

協働という言葉は悪いとは思っていないが、行政計画など市政の根幹に関わる部分にまで協働で入ってくるのはまずいと思う。

村上委員

そのとおりだと思う。6ページ②所沢市の状況の4行目、「市民との協働による行政計画の策定」という部分は、協働ではないと思う。これはあくまで市民参加によって作り上げてきていると思う。街づくりの過程の中で、協働できるもの、協働ではできないので市が市民に協力をお願いするもの、市民が市にお願いするのがあると思うが、あくまでも住民自治が大事な時代になってきて、市と市民が協働でできるものについては協働で問題解決、課題解決に取り組んでいきたいと思いますという所沢市を作っていくということでよい

のではないか。

**【意見交換終了】**

大石幹事会会長

基本構想6ページの地域コミュニティ、協働という言葉について、用語の定義をする、地域を削除するなど前回の幹事会でも議論されましたが、合意形成されませんでしたので、このページに書かれていることは、このまま受け止めて議論を進めていくということにさせていただきます。

(委員了承)

次に、基本構想13ページ、3望ましいまちの姿、(1)将来都市像にある『所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市』、これに関連して地域主権や地方分権について議論を進めます。

市長より説明をお願いします。

当摩市長

「所沢発」という表現ですが、選ばれるまちを目指すという思いがこめられています。みどりと笑顔のあふれる自立都市の実現と併せまして本市が持つ豊かな自然や景観、航空発祥の地などの歴史や文化、プロスポーツや農産物などを生かしながら所沢というブランドを全国に発信し、他の自治体から目標とされより多くの方々に選ばれるまちを目指すものとして掲げました。

本市が選ばれるまちになるために、所沢ブランドの創造と地域経済の活性化を総合的に取り組む重点課題とし、その実現に向け取り組むこととしています。

「みどりと笑顔」の部分ですが、まさにそのものを目指すということを図したものです。みどりは自然や環境、景観さらには心の豊かさや潤いを象徴するもので、また、笑顔にあふれるは人を大切にし、福祉や教育の充実したまちをイメージしており、子どもたちを始めすべての人に笑顔をもたらす未来に輝く意味を込めています。また、本市の目指すべきまちの姿を誰もが共有できるイメージとするために、誰もがまちづくりに参画でき次代の子もたちと希望を共有するまち、豊かな緑や文化遺産、人や地域などの自然を生かし、市民生活をより豊かにする資源を活かすまち。住んでいることに誇りを持ち自然と調和したやさしさにあふれる、誇れるまち。身近な産業や生涯学習などにより活気や賑わいを創出する活力あふれるまちをイメージしています。将来都市像が目指すまちの姿を希望、資源、誇り、活力の4つキーワードに込めたものです。この「みどりと笑顔にあふれる」では、本市がこうしたまちとなるために皆で育む子ども支援と環境に配慮したまちづくりを総合的に取り組む重点課題に掲げております。

次に自立都市ですが、市民、地域、市が、ともに自立を進めるまちを目指したものです。本市が、自治体として自立をさらに進め、市民が地域の課題などに主体的に取り組んでいただくまちを自立都市と位置づけたもので、市においては国や県からの自立、市や地域においては市民自らが考えて行動する自立をより一層進めようとするもので、総合的に取り組む重点課題においては地域コミュニティの醸成を掲げ、その取り組みを進めていくこととしています。

第5次所沢市総合計画に掲げた将来都市像にはイメージや想いを込め、また将来都市像に直結する4つの総合的に取り組む重点課題を掲げたものになっていますが、将来都市像が『所沢発 みどりと笑顔にあふれる 自立都市』となるまでには、市民検討委員会の熱心な議論と真摯な取り組み、そして市職員による検討部会との協働により生まれたもので、短いフレーズの中に熱い想いと豊かな心が詰まっているものと理解しています。

地域主権についてですが、この表現については地方分権より一步踏み込んだものとして、地方分権を含みさらに広い概念と考えているところです。

大石幹事会会長

将来都市像、『所沢発 みどりと笑顔にあふれる 自立都市』、ならびに地域分権に関わる地域主権について質疑を求めます。

高田委員

これまでダイオキシン問題など所沢発によいものがなかった。農業をやりたいと言っても活性化していない、工場誘致もあいまい、人口を増やすのもあいまい、緑に関しても林を単に残せばよいというのが現状になっている。緑をどのようにやっていきたいと考えているのか伺いたい。また、自立について、不交付団体から交付団体になって一般の市になったという話があったが、財政面から見た自立というものを説明していただきたい。

当摩市長

所沢発は、そういう悪いイメージを払拭していくことも含めて、所沢から良い施策や取り組み、様々な財産を発信していきたいという想いです。

所沢の緑は全国的にも高く評価をされています。昨日も狭山丘陵にアジア各国の方々がお見えになったところです。1970年代から80年代に開発が進む中で自然が失われつつある状況があったわけですが、住民の皆さんや大学、財団そして市が一緒になって緑の保全活動を行ってきました。狭山丘陵を中心としたみどりは評価されていると思いますが、一方不十分な面もあると思いますので、ひとつずつ確実に残していくべき緑を確保していく必要は感じています。次に、財政面からの自立についてですが、地方交付税制度そのものが、いろいろ矛盾も抱えている制度であると実感していますが、地方分権というのは権限に見合った財源を地方に移譲させることによって、地域のことは地域の意志で決めていくという方向性が地域主権、地方分権の目指すべき方向だと思いますし、地方自治法の中でも定められている自立が基本になると思いますので、行政も市民の皆さんも自立を目指していく自立都市を所沢としては目指すべき都市像として掲げていきたいと考えています。

高田委員

これまで、行政が緑というと狭山丘陵のことばかりであった。もう少し街の中の緑についても入れていただきたい。

自立については、支援を受けた段階で自立ではないのではないか。ここで言う自立は財政を伴わないものなのか。

当摩市長

財政は基本になりますが、財源移譲が十分に進んでいないのが現状ではないかと思っています。しかし、税財源の移譲を含めた動きが地方分権の時代

には必要だと考えています。

景観条例を提案していますが、景観計画、緑の基本計画等の中でも狭山丘陵は所沢の代表的な緑の象徴的表現として使っており、街中の緑についても、景観計画で触れていますので重要視していないわけではありません。

高田委員

所沢には、所沢航空記念公園やカルチャーパークもある。特にカルチャーパークは多くの予算をかけているのに、このような計画に出てこないのか伺いたい。

当摩市長

みどりは、今回平仮名になっています。樹木や雑木林だけの緑ではなく、全体的な自然の豊かさを享受していけるようなまちにしていきたいという意味です。カルチャーパークや街中の緑も含まれるものです。

荒川委員

地域主権は地方分権を超えた概念とのことだが、説明していただきたい。

当摩市長

今の国会で継続審議となっている「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に含まれる内閣府設置法の一部改正案の中で、地域主権改革の定義について、憲法の理念の下、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革としています。その意味では地方分権から一步踏み込んだものと理

解しています。

荒川委員

一括交付金化もそのひとつだと思う。憲法の下で義務付けられている国の責務、教育や福祉、ナショナルミニマムというものがある。国の負担金という財政的な裏付けの基に、責任が課せられている。こういうものも全部取り払い、防衛や外交だけやってあとは地方に一括交付金化することが国の責務を放棄するものになるのではないかというのが地域主権改革に対する私たちの考え方である。市長がこれを是として基本構想、基本計画の中にちりばめるということは、地域主権が一人歩きしてしまう。道州制まで認めていくのか。将来都市像の自立都市と地域主権が結びついてしまう。国が考える国と地方の形を市長は進めようとしているのかと思ってしまうが、いかがか。

当摩市長

全国市長会においても地方分権の流れをしっかりと加速させてもらいたいということで、地方に権限を移譲するだけでなく、税財源を移譲していくなどの方向性で、いろいろな意見、要望を出していると認識しています。

道州制については、今この場では説明はできません。

西沢委員

所沢の持っている資源を単に全国的に発信しアピールしていくことにとどまらず、所沢ならではの政策施策を積極的に作り上げ、それを示していくという政治姿勢も大事だと思う。所沢発とは、他の自治体から目標とされるまちとか多くの人から選ばれるまちを作り上げていくものになるのではないか

とっていたが、あるものをアピールしていくことでしかないように聞こえるがいかがか。

当摩市長

ただ単に所沢が持っている資源をアピールするのみに限らず、他の自治体からも、「所沢は素晴らしい自治をやっているね」と言ってもらえるような素晴らしい自治体を目指していきたいというところも入っています。

水村委員

14ページの説明で、市が自立をするという考えはわかるが、一緒に市民、地域が自立するとはどういうことなのか。

当摩市長

市民や地域が地域の課題に主体的に取り組むまちと、市が自治体としてさらに自立を進めるまちという意味があります。市民検討委員会の中でも委員自身から自立という言葉がたくさん出ていたという経緯があります。

水村委員

市が、県、国から自立するのは、財源、権限から自由になるということで肯定的にとらえている。しかし、市民、地域が自立するというのは、「自立しなさい」と行政の方から縛っているイメージがあり、自由といったプラスのイメージが伝わってこないがいかがか。

当摩市長

団体自治、住民自治を行う地方自治体として、キーワードは自立だと考えています。また、住民が自治をしていくためには、自主的に自立的にさまざま

まな自治を運営していく上でも、キーワードは自立だと思います。この中で表現しているのは、市民自らが考えて行動するという意味での自立であり、強制する自立ではありません。

浜野委員 市長にとって、自立と地域主権と一体となっているということを確認したい。

当摩市長 そのとおりです。

浜野委員 先ほどの説明の中で、分権化を一步越えた概念とのことであつた。あくまでも地方分権一括法は地方分権をより進めるという概念のはずである。地方自治法にそう書いているにもかかわらず、地方分権一括法を超えるということは、法を超えるという概念があるということなのか。

当摩市長 現在国会で継続審議になっている法案については、内容を十分に承知していませんが、もう少し分権を進めようという内容になっていると理解しています。

浜野委員 今の話ですと、超えてはいないということだと思います。地方自治法に基づく分権の範囲内での分権推進ととらえてよいのか。

当摩市長

地方自治を進めていく上での上位法である地方分権一括法の中で、さまざまな分権改革が進められ、地方自治法も変わってきました。継続審議となっている法案につきましては国会を通過していませんので、今の時点では地方自治法が最上位法と考えています。

浜野委員

今の時点では越えられないということは、超えるものは提案できないと理解するが、いかがか。

当摩市長

国が地域主権という表現を使っていますが、これは具体的な法律的表現ではなく概念的表現であると考えています。

浜野委員

政府が提案している地域主権に関する部分は、少なくとも民主党政権から出てきた地域主権という概念、これは地方分権とは違うという概念を持っていると説明しているが、これについてはどう考えているのか。

当摩市長

国会において地域主権と地方分権に関する概念のとらえ方についての議論があることは承知しています。

浜野委員

国で、まだ整理ができていないこの言葉を使わなくてもよいのではないかと。私どもは自立という言葉自体、国語辞典にあるような平易な意味でのものであれば評価をする言葉だと考えている。これから、住民の方々ともっと知恵

を出しながら行政を進めていかないといけない部分があるので、それをもっと推進しましょうということであれば理解できる。地域主権ということになると、主権が地域にあるという意味で、国や県は関係ない、地域が決めるのだということでは、例えば沖縄での基地問題について、少なくとも安全保障政策も関係なくなってしまう、教育基本法に基づく教育行政も地域が決めるというような考えが究極的には出てくる可能性がある。このように地域主権の危険性についての議論がある。あえて主権という言葉で地方自治の主旨の中から読み取ることが出来ないと思うがいかがか。

当摩市長

地域主権は地方分権から一步踏み込んだ形と理解をしていますが、現在、国においても使用していることもありますし、全国的状況の説明文として使用しているということで理解いただきたいと思います。

浜野委員

国権と地域主権が対立するという概念を全く持っていない地域主権ということであれば、その言葉自体必要ないと思う。ナショナルミニマムも重要な価値判断である。基本的には、地域主権にこだわる理由が地域の中から全てが始まるという概念が地域主権の中にあるという民主党政権の説明からすると、少なくとも地域の補完性を大きな広域地域が担って、広域地域の補完性を国が担うという考え方があると思う。ところが、我々から見ると、憲法において、地域から国ができたというのではなく、まず国ありき、そこから憲法ができ、地方分権が認められている体系になっていると考えている。そう

でなければ、地方分権という部分は地方自治法の中から出てこないはずである。市長はこういう問題点があることを考えれば、あえて地域主権という言葉にこだわることはないと思う。また、憲法に一言も地域主権という言葉も使われておらず概念の説明もない。したがって、自立という標準的に使っている意味では評価するのはやぶさかではないがいかがか。

当摩市長

内閣府設置法の一部改正の法案の中でも、最高法規である日本国憲法の理念のもとにという文言が入っていますので、地方分権から一步踏み込んだ表現というように理解しており、憲法などを飛び越えて地域に主権があるという意味ではないと考えています。

浜野委員

憲法に基づいているにもかかわらず主権が地域にあるということは矛盾している。もし、それが一致するのだということであればそれは、言語の操作である。現政権のトリックに所沢市が巻き込まれる必要はないと思うがいかがか。

当摩市長

今回の地域主権改革の主だった中身は3つあると思います。義務付け、枠付けの見直し、国と地方の協議の場の設定、そして一括交付金の問題。中身で考えていくというとらえ方もありますが、地域主権の文言については、8章の課題の整理の中に載せさせているというものです。

浜野委員

中身がよければ、どのような言葉を使ってもよいというように聞こえる。国の政治体系そのものを全く違った見方をしているし、それを象徴している言語として地域主権という言葉があると確信しているので、この言葉を外していただければ、自立という言葉について否定はしていない。

大石幹事会会長

国との対立が地域主権の言葉の中に含まれているのではないかと話だと思えます。市長の考えはいかがですか。

当摩市長

改革の中身に国と地方の協議の場の設定なども入っており、地方の声をしっかりと協議をしていくシステムを作り上げることと、権限に見合う財源を地域に渡していくということ、それから、補助金で義務付け、枠付けをするのではなく、一括交付金化することで地域のことは地域で決めていくという中身だと思います。

村上委員

将来のまちづくりの中に地域主権改革というものを取り込んでいこうとしているのか、あくまでも今の状況を説明したものなのかを説明願いたい。

当摩市長

11ページに載せましたように全国的な状況の説明として、地域主権を入れたものです。自立の意味は、国のいう地域主権改革の動向を踏まえた上で地方分権の推進ということです。

村上委員

将来都市像の中で、地域主権改革という概念は含まれておらず、あくまでも、第5次所沢市総合計画で進めていくべきものは分権改革なのだということとでよいのか。

当摩市長

そのとおりです。

**【所沢発 みどりと笑顔にあふれる 自立都市、地域主権に対する質疑終結】**

**【意見交換】**

大石幹事会会長

ここで、「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」、「地域主権」という言葉も含めて、ご意見をお願いします。

浜野委員

地域主権という言葉は、重い言葉だと理解している。政治論の中では本来主権というものは国家にあるということから始まり、他に主権を譲るものはあり得ないはずである。ところが、ここで地方分権の中から主権ということが出てきたのは、地方と国と協議その他を十分にすることを地域主権という言葉に置き換えているようであるが、地域主権という言葉を出してきた今の政府では、地方分権ではなく、地方に主権がありその集合体の中に国家が成り立つという認識があるから地方主権にこだわるのではないかと考える。これは、憲法に違反し、古来日本の政治体系とは異質のものであるので削除を求める。

水村委員

地域主権とはもともと法律用語ではないと思う。中央集権型社会に対する比喩的表現として使われているわけで、一步先の概念に基づいてまちづくりを進めていこうとについてはよろしいことであると考えてるので、地域主権という言葉はこのままでよいと思う。

荒川委員

地域主権ということは、削除していただきたい。国と地方の関係、形を大きく変えてしまうものだと思う。今出てきている法律はごく一部だが、今後、広域化、道州制にもつながるものだと思う。また、国の責務も放棄してしまうものでもあり、それを本市の計画の前提に置くような印象を与えるように思う。全国的にはどうあれ所沢市としてはしっかりと自分の頭で、自立して考えていかなくていけないと考える。

脇委員

地域主権について水村委員から比喩的という言葉があったが、計画の中に明確な理念として分からない言葉は可能な限り避けなければならないと思う。自立の意味があとになって、「そうだったの」と市民が驚くことのないように明確に表現してほしいということもあり、地域主権という言葉を入れることに反対である。自立という言葉について、自分で考えて行動するのは当たり前であって、まちを作るとか自治という言葉であればよいが削除したほうがよい文言だと思う。

**【意見交換終了】**

大石幹事会会長

将来都市像、『所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市』、ならびに地域分権に関わる地域主権についてはいろいろ意見があり、意見の一致を見ません。基本構想の根幹をなす部分ですので原文のまま議論を進めることといたします。

荒川委員

修正の余地がないということで、原案について賛成か反対かという形になるという認識でよいのか。原案に対して黙って認めたということではなく、修正の可能性がないと委員長が見極めたということによいか。

大石幹事会会長

そのとおりです。ここでは採決はしません。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後11時43分

※委員長からの資料「分科会会長の報告を受けて全会一致になったと思われる事項」を配付

大石幹事会会長

お手元に配布いたしました分科会会長の報告を受けて、分科会の全会一致となった事項と幹事会での全会一致となった事項の確認をいたします。基本構想の5ページ、2、配慮すべき社会情勢の(1)人口減少、少子高齢化のタイトルですが、「人口構成の変化」にするといった意見がありましたが、全会一致となりませんでしたので、タイトルはこのままといたします。前回、

全会一致となった部分は、4行目、②所沢市の状況「また、団塊の世代が高齢期を迎えることに伴い、」の後に、「平成32（2020）年には、高齢者の割合が27.2%と推計されており、」を追加するという事で確認願います。

次に、基本構想25ページ、まちづくりの目標8「行財政運営」《市の課題・方向性》の7行目『「所沢市自治基本条例」に基づき、」以下をすべて削除ということで全会一致になっておりますが、「所沢市自治基本条例に基づき、」のみを削除しても言葉が通じますので「所沢市自治基本条例に基づき、」のみを削除したいと思いますので、そのような形で確認願います。

前期基本計画25ページの122のタイトル「NPOと行政」を「NPO団体等と行政」に改めることで一致しておりますので確認願います。

26ページの課題の整理の1項目の「人権問題は」の後に「日本国は世界人権規約子どもの権利条例も批准しており、」という内容を加えるということで一致しておりますので確認願います。

29ページ第1章コミュニティ「第4節 男女共同参画社会」計画期間における目標指数の下段の「性別による固定的な役割分担意識がない市民の割合」の指標については削除ということで一致しておりますので確認願います。

30ページ「第5節 国際社会」の現況の文章で、「外国籍市民が生活しており、」の後に「また、いわゆる定住外国人の方、約1,700人お住まいになっており、」を加えるということを確認願います。

31ページ「第5節 国際社会」の基本方針152の「帰国児童生徒」の

後に「や外国籍児童生徒」を加えることで一致していますので確認願います。

35ページ、第2章安心・安全「第1章 危機管理・防災」の下段にあります、計画期間における目標指数について、原案賛成だが、この両指標に加え、耐震化率に関する統計、防災訓練の参加者に関する統計が可能であれば追加していただきたいということで一致しているところですが、統計があればとのことで報告を受けていますので、理事者側より説明を求めます。

鈴木危機管理担当理事

耐震化率を求めるには、建物の総数を分母に、昭和56年以降の新耐震基準で建築された建物の総数と、昭和56年以前の建物で耐震工事を行った建物の総数を分子にして算出することになります。このうち昭和56年以降の建物については固定資産税課税台帳の建築年のデータで把握することができますが、昭和56年以前の建物でリフォーム等で耐震工事を行った建物の総数を把握することは大変難しいと考えております。また、住宅土地統計調査というものがありますが、5年に1度の調査です。したがって、このようなことから年度別の耐震化率を目標指標とすることは難しいものと考えております。また、防災訓練の参加者についてですが、分科会の中での意見では、単なる参加者に関する統計ではなく、継続的に参加している者の人数ということでした。現在、防災訓練は複数会場で実施しており、参加人数は各会場で集計を行ない危機管理課でまとめておりますが、これまで何回参加したかとか、前年度参加したことがあるかといった継続的な参加についての人数については、把握しておりません。従って、目標指標のベースとなる

現状値は把握していない状況ですので、目標指標にすることは難しいものと考えております。

大石幹事会会長

意見について全会一致で報告をいただいておりますが、指標が無いという状況とのことでしたので、目標指標にできないことを確認願います。

次は、45ページ、第3章健康・福祉の「今後、4年間に重点的に取り組む事業」の（仮称）総合センター（複合施設）整備事業についてですが、総合計画に書き込むかは別として、保健福祉部が主導して総合福祉センターは複合施設としてどのような施設になるかについての明確なガイドラインを出すことということが全会一致になっておりますので確認願います。（委員了承）

49ページ第3章健康・福祉「第2節 子ども支援」の3.2.2子育て家庭を応援しますの「障害児を持つ」を「障害のある子どもがいる」に改めるということになっておりますので確認願います。

66ページ第4章教育・文化・スポーツ「第2節 学校教育」の計画期間における目標指数の指標にある中段の2つ目の、「不登校児童・生徒の割合」の指標について、平成26年度の目標値1.16が第4次総合計画の1.07%より低いのは問題があることから修正すべきとのことで一致したと報告を受けておりますので、理事者側より説明を求めます。

内野学校教育部長

その時々々の全国の不登校児童・生徒の割合を載せています。前回は1.07%がその時点での全国平均値であったため、それを目標に取り組んでまいり

ました。現在の所沢の割合は1.28パーセントですので、指標を全国平均値の1.16パーセントといたしました。第4次総合計画の1.07%の指標を目指すべきだとのご意見をいただきました。これを受け、前回の計画の中で過去4年間の平均減少率が毎年0.05パーセントでしたので、それに基づき、1.07%以下を目標とするなら、21年度現状値の1.28パーセントから過去4年間の平均減少率0.05パーセントを引いていくと平成23年度が1.18パーセント、平成24年度が1.13パーセント、平成25年度が1.08パーセント、平成26年度が1.03パーセントということで1.07パーセント以下の目標値を設定することができますので、実施計画ではそのような形にして、鋭意努力したいと考えております。

大石幹事会会長

細かい議論は後で行いますので、このようなご答弁があったことを確認願います。

次に、109ページ第7章街づくり「第4章 交通」交通体系全般の検討については、縦割りではなく関連所管で計画を持ってほしいとのことで報告を受けていますので確認願います。

同じく、109ページの基本方針742に記載のある、自転車駐車対策についての主旨を商業か交通安全の方で盛り込めないか幹事会で検討してもらいたいというのは、第3分科会の所管に関するもので、意見として言えるかについて議論していただきたいということが全会一致で報告されておりますので確認願います。

前期基本計画に担当部署を明記すべきとのことを幹事会に意見として上げてほしということで意見が一致しています。これは、109ページの基本方針741の《主な取り組み》に、交通体系全般について検討とあり大変よい取り組みだと議論していましたが、所管が分からなかったという事実があります。議案になっているのに説明に来た職員が担当かどうか分からない議案では困るということで、所管を明記すべきではないかの議論があり意見として一致しました。この点について、市長より説明を求めます。

当摩市長

一つの部署では対応しきれず、複数の部署にまたがる課題が多くなっている現状がございます。前期基本計画に掲げております取り組みの実現に向けては、横断的に体制を整えて取り組んでいきたいと考えておりますので、ここに部署名を明記するということは、現状では考えておりません。関連する部署で、政策マネージャー制度又は、ワーキングチーム並びにプロジェクトチーム等、その都度横断的に取り組むべき課題が出た時には、それぞれの部署から担当する職員を集めまして、練り上げていく現状もございますので、交通体系の整備につきましても、しっかり体制を整える中で取り組んでいきたいと思っております。

大石幹事会会長

もう一点、第4分科会で議論になりました、説明員として来た職員が、誰が担当者だかわからない状態で、議案を上げてきていることに対して、どのように責任を持っているのか、説明を求めます。

当摩市長

しっかりと指導していきたいと思っております。

大石幹事会会長

次に、115ページ第7章街づくり「第7節 住宅・住環境」の基本方針771について、庁内の担当者レベルの住宅政策検討会議について市として正式な協議機関として位置づけ住宅政策という観点から論議すべきであるとの意見が一致していますので確認願います。

125ページ第8章行財政運営の「情報公開と市民参加」の基本方針843の「所沢市自治基本条例を基に、」および基本方針844の《主な取り組み》の「・所沢市自治基本条例の運用管理」を削除することで一致していますので確認願います。

なお、124ページの課題の整理にある「所沢市自治基本条例」は分科会の中で残すことになったとのことです。最後に、126ページの「今後4年間の財政予測及び過去5年間の決算額（予算額含む）」の「今後4カ年（第5次総合計画前期基本計画期間）の財政収支の予測（普通会計）」の根拠を明記するという点で全会一致となっていますので確認願います。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

大石幹事会会長

午前中の審査の中で全会一致となった項目について、岡田第2分科会会長

から発言があります。

岡田第2分科会  
会長

前期基本計画の49ページの第3章健康・福祉の「322子育て家庭を支援します」の「障害児を持つ家庭」という表現を直すことについては、分科会では全会一致であったが、どう直すかを深く議論しておらず、発言者の趣旨が書式（マトリックス方式）に反映されていなかったため、先ほど正副分科会長が提案者及びこども未来部長とふさわしい表現を確認した結果、内閣府の子ども子育て白書と合わせて、「障害のある子どもとその家族」という文章に訂正したいので報告する。

大石幹事会会長

この件については、後ほど修正案のところで議論いたしますので、ご確認をお願いします。

※委員長からの資料「全会一致にならなかったが、多数の方が同意していた事項」を配付

大石幹事会会長

次に、「全会一致にならなかったが、多数の方が同意していた事項」を協議させていただきます。これは分科会会長からお聞きして、確認が取れていないものやお一人が反対をしていた事項について、再度幹事会で協議する事項です。1点目は、25ページの第1章コミュニティ、第2節市民活動、「計画期間における目標指標」の「NPO団体等との協働事業数」という指標を

すべて削除する意見がほとんどであったということです。第3分科会会長からご説明をお願いします。

矢作第3分科会  
会長

指標の説明文の「業務委託」の部分を削除したらどうかという意見があった。そこを削除すると現状値が変わってくる。この指標を示すことはよいという意見もあったが、数値も変わってくるというところではこの表は不要ではないかという意見もあった。これに対して残すべきということは強く言われていなかったので、削るということでもよいと思う。委員会の中でもう1回確認をしたほうがよいという感じがする。

浅野委員

ここの指標自体は削除すべきという意見がほとんどではなかったという認識でいる。

大石幹事会会長

ここの指標自体がふさわしくないという議論が多数を占めていたと伺っていますので確認をお願いします。2つめが29ページの144家庭生活とその他の社会活動の両立を支援しますの中の「主な取り組み」の中に、「子育て・介護環境の整備」を追加してほしいという議論がありましたが、自民党が反対して全会一致になっていないということでしたので、確認をお願いします。

次に、32ページの「広域的な消防体制を推進します」の部分を「広域的な消防体制の推進を検討します」に修正するという意見がほとんどだったこ

とを確認願います。

休 憩 午後1時13分

※協議会を開催する。（一致した意見の整理等）

再 開 午後4時15分

大石幹事会会長

幹事会及び各分科会の審査結果を踏まえ、幹事会のまとめを行います。これまでのご意見等を踏まえ、正副幹事会会長のほうで、お手元に配付してありますとおり、修正すべき個所を取りまとめましたので、この確認を行いたいと思います。それでは、お手元の資料に基づき、一つずつ確認をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

それでは、お手元に配付しました資料の基本構想5ページの「2 配慮すべき社会情勢」の（1）人口減少、少子高齢化、②所沢市の状況の4行目、「高齢期を迎えることに伴い、」のあとに、「平成32年には高齢者の割合が27.2%と推計されており、」を追加します。次に、基本構想25ページのまちづくりの目標8「行財政運営」の「市の課題・方向性」の7行目、「『所沢市自治基本条例』に基づき、」を削除します。

次に、前期基本計画25ページの第2節市民活動の「基本方針」122の表題の「NPO」のあとに、「団体等」を追加します。

次に、26ページの第3節人権尊重社会の「現況」の4行目に「また、国際人権規約や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）も批准していま

す。」を追加します。

次に、29ページの第4節男女共同参画社会の「計画期間における目標指標」のうち、「性別による固定的な役割分担意識がない市民の割合」の指標をすべて削除します。

次に、30ページの第5節国際社会の「現況」の右側の2行目、「外国籍市民」のあとに、「(うち、永住外国人は約1,700人)」を追加します。

次に、31ページの「基本方針」152の4行目の「また、帰国児童生徒」のあとに、「や外国籍児童生徒」を追加します。

次に、32ページの「施策体系」の2消防・救急の「4広域的な消防体制を推進します」を「広域的な消防体制の推進を検討します」に修正します。

次に、36ページの第2節消防・救急の「課題の整理」の右側の「広域的な消防行政を推進すること」を「広域的な消防行政の推進を検討すること」に修正します。次に、37ページの「基本方針」224の表題「広域的な消防体制を推進します」を「広域的な消防体制の推進を検討します」に修正します。同じく4行目の「消防広域行政を推進します」を「消防広域行政の推進を検討します」に修正し、「主な取り組み」の「・消防の広域化を推進」を「消防の広域化の推進を検討」に修正します。

次に、49ページの第2節子ども支援の「基本方針」322の5行目の「障害児を持つ家庭等」を「障害のある子どもとその家族」に修正します。

次に、66ページの第2節学校教育の「計画期間における目標指標」の「不登校児童・生徒の割合」の目標値を「H23 1.18」、「H24 1.

13」、「H25 1.08」、「H26 1.03」に修正し、「説明」の中の「目標値は、全国平均値（1.16%）」を「目標値は、毎年、0.05ポイントの減」に修正し追加します。

次に、96ページの第4節廃棄物の減量・資源の循環の「これまでの主な取り組み」の6行目に、「生ごみ」のあとに、「、小型家電の」を追加し、左下に「○西部クリーンセンターC系炉の休止」を追加します。

次に、125ページの第4節情報公開と市民参加の「基本方針」843の「所沢市自治基本条例を基に、」を削除し、844の「主な取り組み」の中の「所沢市自治基本条例の運用管理」を削除します。

以上を修正箇所といたしますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

以上で、幹事会のまとめを終了します。それでは、ただいまご確認いただいた点を特別委員会に報告することとしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

なお、このあとに開催される所沢市第5次総合計画審査特別委員会における幹事会会長報告については、私が特別委員長と幹事会会長を兼ねていることから、石本幹事会副会長より報告していただくことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、そのように決定させていただきます。

以上をもって、本日の幹事会審査は終了しました。

散 会 午後4時27分

